

令和4年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(12日目)

令和4年3月25日(金)

午後2時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第13号 令和4年度永平寺町一般会計予算について
- 第 2 議案第14号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 議案第15号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 4 議案第16号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第17号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について
- 第 6 議案第18号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計予算について
- 第 7 議案第19号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 8 議案第20号 令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について
- 第 9 議案第21号 令和4年度永平寺町上水道事業会計予算について
- 第10 議案第22号 永平寺町ふるさと応援基金条例の制定について
- 第11 議案第25号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第26号 永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第27号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第28号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 発委第 1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 陳情第 1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について

第17 発議第 1号 ウクライナからのロシアの即時かつ無条件撤退に向けた
日本政府に対する毅然とした制裁措置の徹底強化を求め
る決議

第18 委員会の閉会中の継続審査について

第19 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勸太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 江守勲君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君
- 13番 朝井征一郎君
- 14番 奥野正司君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- 町 長 河合永充君
- 副町長 山口真君
- 教育長 室秀典君
- 消防長 坪田満君

総務課長	平林竜一君
防災安全課長	吉田仁君
財政課長	森近秀之君
総合政策課長	原武史君
会計課長	酒井宏明君
税務課長	石田常久君
住民生活課長	吉川貞夫君
福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	島田通正君
農林課長	黒川浩徳君
商工観光課長	江守直美君
建設課長	家根孝二君
上下水道課長	朝日清智君
上志比支所長	歸山英孝君
学校教育課長	多田和憲君
生涯学習課長	清水和仁君

6 会議のために出席した事務局職員

議会議務局長	坂下和夫君
書記	竹内啓二君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午後 2時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（奥野正司君） 各議員におかれましては、何かとご多用のところご参集いただき、ここに12日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、議場に入場する方には、マスク着用など新型コロナウイルス感染症予防にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

これより、本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、会議規則第21条の規定に基づき、お手元に配付しました議事日程表により議事を進めてまいります。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第13号 令和4年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第2 議案第14号 令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第3 議案第15号 令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第4 議案第16号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第5 議案第17号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第6 議案第18号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第7 議案第19号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第8 議案第20号 令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計予算につ

いて～

～日程第9 議案第21号 令和4年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（奥野正司君） 日程第1、議案第13号、令和4年度永平寺町一般会計予算についてから日程第9、議案第21号、令和4年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

これより第3審議を行います。

議案第13号から議案第21号までの9件について、1件ごとに行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

日程第1、議案第13号、令和4年度永平寺町一般会計予算について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 反対討論って言わんでもいいんやの。いや、議長がさ、「何の発言を認めます」って。

○議長（奥野正司君） すみません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 令和4年度当初予算案への反対討論、骨格予算となった来年度予算案に対する私の討論を行います。

予算案の審議でも述べましたが、町民にとって必要な予算のあることは認めます。例えば周辺地域に住む人々に、特に高齢者にとって買物や自らの生きがいを求めての活動参加への足の確保は、周辺地域で生き続けるためにも欠かせないものです。これに対して車社会の現代、独居や老々家庭にとっては、これに伴い、町内はもとより町外への定期バスがどんどん廃線となっていく中で、ほぼ町の取組としてえち鉄や京福定期路線への支援だけでなく、コミュニティバスの運行や近助タクシーの普及と相当額の支援を行い、足の確保を行っていることは大いに評価できると私は思っています。こういう必要な予算は各所に見られます。

しかし、幾つかの点で町政運営上も認められない点があります。

第1は、処遇改善です。保育士や介護で働く人たちの待遇が、働く人々の平均賃金に比して月額で10万円安いという国の報告がありました。本町でも正規職

員としての保育士の賃金は一般職と同等かもしれませんが、これまでに保育士への手当を行政改革の名の下に削ってきました。さらに本町の場合、保育士の6割以上が会計年度任用職員という名の非正規となっています。これに倣って民間園でも非正規は多く、いわゆる安上がりの保育を実践してきた状況があります。それが新自由主義という、保育は民間に、国は自治体にこれを促すために保育園の運営費を交付税算入として落としてきました。この方針に対して、全国の自治体では公設民営を選んでいるところも多いわけです。本町はこんな創意工夫が見られないと思っています。残念です。

2つ目は、マイナンバーの運用へ本町の保護条例の整備を準備しているところですが、既にビッグデータは民間に利用されています。今後、このカードに健康保険が効率化の名の下に載せられるなどし、さらに国民の多くのデータがこのカードに集約されることとなります。ここに来て、経済界からの要求に沿って住民の情報を企業の利益のために利用しやすいように、各自治体の情報をより統一化されたシステムで管理しやすいようにしていくのも言われているところです。自治体独自のシステムはどんどん削られていく方向が示されています。これは認められません。

3つ目ですが、移住、定住の促進の問題です。優良宅地の供給が合併後、それ以前の取組には済ませたものの、新たな取組はほぼ見えていません。さらに、町長、すぐやる場所はやるということを表明されていますが、予定地、計画地も公にしないのは初めてで、これは認められません。都市計画区域内では、行政といえども計画的な取組でないと急には進まない実態があります。さらに、農地は埋め立てが伴うことから時間も金もかかるというんですけれども、計画的に進められていれば、以前などトンネル工事や他の工事、水田の暗渠工事のときの残土を県などがもらい手を探していた状況もありました。吉野小学校より南側の県道バイパスの盛土は、中部縦貫道のトンネル工事の残土を運んで積み上げたものです。計画性とやり方次第でこれらも実現されていくというんですが、ここが一つ欠けていると思っています。

第4は、コロナ感染症への対応です。感染者の管理は県が一元的に管理、指導するとのことでしたが、こういうことは今破綻しています。住民は大いに不安だ。特に濃厚接触者への支援や陽性者、特に子どもの感染者が出た場合の自宅療養者への生活支援についての課題は多いわけですが、その対応や相談窓口の設置など身近な自治体の保険部門の関わり方については一切関係ないという答弁です。こ

れでは住民の不安には応えられないと思っています。

5つ目です。農業、特に生産者に売渡し米価の下落への対応ですが、町長も「農家の経営努力では解決できない」と言って認めているところです。その実施に当たっては、勝山市の実施要綱を取り寄せれば済むと思うんですが、この辺、一步遅れていると思っています。

第6ですが、学校の在り方検討、これへの答申の町や町長の姿勢についてです。検討委員会では、「学校の在り方について、まちづくりとの関係はこの委員会では考える必要がない」と言い切りました。また、その中では、個々の学校の存続に踏み込んでいるわけです。この答申を尊重して進める、8月には地域説明会に入り、年内には結論を出していきたいというのがこれまでの議会での答弁ですが、学校の在り方についてはそのアンケートでも賛否のあることは見えているわけです。この中で答申を教育委員会で検討し、町の方針を示し、地域に説明に入ると言うわけですが、私が一番心配するのは、地域の住民の中に、答申のとおりで行くのなら、町により分断を持ち込むということになります。世代間の離反も心配される場所です。これらはまちづくり、地域づくりにとっても分断を持ち込むことになり、このやり方は私としては認めるわけにはいかないと思っています。

などの理由で、来年度の予算案に反対の立場を取るところです。

以上です。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午後 2時10分 休憩）

（午後 2時11分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今、討論の中で、いわゆる処遇改善のところで保育士の非正規と正規の数の問題で指摘を受けました。これについては、町が示した数字にはかなりの差があります。しかし、正規と会計年度任用職員、保育士だけのことを見ると5対5と町が言うのであれば、それについては訂正させていただきます。

以上です。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 私は、議案第13号、令和4年度永平寺町一般会計予算につ

いて賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま反対討論でございましたが、処遇改善の点におきましても、これは国からの指導に基づいて、しっかりと処遇改善するべきところはされているというご説明もいただいておりますし、保育士におきましては、先ほど割合といたしまして5対5、そして今後民営化することによって正職と会計年度任用職員さんの割合が正職さんのほうが多くなっていくというご説明もいただいております。

マイナンバーにつきましても、全ての情報が民間会社に提出されるわけではなく、これは災害時など、そういった緊急の場合のときのみ情報が使われるといったことも聞いておりますし、移住、定住につきましても河合町長はしっかりやるというふうなことをおっしゃっていました。ただ、地権者さんのこともありますし、ただ、今どこの場所でというのはまだこの場では言えないという説明もいただいております。

次に、コロナ支援でございますが、救援物資につきましては、私、町民の方から「町からこういった救援物資、本当にありがたかった」という声を聞いておりますので、町が全くしていないわけではないということも思っております。

続きまして、農業支援につきましても、これはいろいろな考え方であろうと思いますが、農林課長のほうからそういった保険の件につきまして補助をするといったことも伺っておりますし、あり方検討委員会につきましても、これはしっかりと今後方向性を町として出した上で説明会に入るといったことも聞いておりますし、方針が大前提である、それを基に町としての方針を出されるといったことで、今後しっかりと町民の意見を聞くということも確認しております。

この予算は骨格予算ではございますが、監査委員さんからの指摘等に伴いましてしっかりと事業内容を精査され、町民の福祉の向上に資する予算でありますので、全ての点におきまして大事な予算であるということを私は確認させていただきましたので、賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 今ほど私の発言の中に、コロナ関係に対しまして町からの救

援物資という発言がございましたが、これは県からの救援物資であるというふう
に訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありますか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、反対の立場から討論させていただきたいと思いま
す。

本定例会の令和4年度一般会計当初予算は、町長選の骨格予算とは言いますが、
少子・高齢化が顕著化し、人口減少の波が確実に迫りつつある中で、新型コロナ
感染の状況は3年目を迎えております。ワクチンの接種の実施や自粛生活の要望、
それから生活様式の変更等で多少減じたとはいえ、第6波の猛威はまだまだ続い
ている状況であります。

当町の運営と住民の生活を守るために欠かせない予算であり、住民福祉、特に
さきの東日本大震災後の生活弱者と言われて、位置づけられる要介護支援等の高
齢者、障がいを持った方、それから医療処置の必要な方々に対する個別避難計画
とか福祉避難所の開設等については評価されるものであり、また、住民の足とな
る公共となる交通、例えばえち鉄であるとかコミバスだとか、そういう制度の中
から近助タクシーの交通の支援については評価できるものがあります。

このように、若い世代の支援につながる子育て支援、次世代を担う子どもたち
の教育、いろんな災害に備える防災やインフラ整備、商工業、農林水産業の支援
等、住民の健康と生命に関わるコロナ対策等など全てに反対するものではなく、
必要な予算と認識をしております。

しかしながら、このように少子・高齢化、人口減少に歯止めをかけ、持続可能
な社会が求められている現状があります。そのためのまちづくり活動、共生社会
や支え合いのまちの生活形態は、今後さらに進めなければならないということ
を共通の認識と思っております。

そのためには、今予算に、まず1番目、支え合い、共生社会の実現に向けた取
組、特に地域コミュニティの再生と支援に対する拠点の館となり得る公共施設で
ある公民館の運営や活動、地域でのコミュニティや共生社会のための組織づくり
のための予算措置、具体策が薄く、明確に示されていない点。

2番目、一般高齢者に対する予防支援の活動、まだまだ元気な高齢者が今後、
フレイル、要支援、要介護にならない、遅らせるための生きがい等、予防活動に
ついての一連の動きに対する政策が明確に示されていない点。

3番目、子育て支援、教育の立場から、現在進められている幼保園の統廃合につながる再編を永平寺地区に広める方針は、学校のあり方検討会の答申内容が示すように、今後論議となる小中学校の統廃合に直結するものであり、地域での子育て、若者定住からも——子育て世代の支援ですけれども——今後衰退につながるであろうという点。

4番目、学校のあり方検討委員会の答申の示す内容は、地域、子どもがそこに住む生活環境が衰退するものであり、小学校区の地域から子育て世代の若者の定住を阻害する結果となり得る点。文科省も、小規模校を公共インフラの一つとして、核としての小規模校の利点を生かして、支え合い、共生のまちづくりの取組を示しております。そういう点からも必要な点。

5番目、コロナ禍の中で、観光振興、商工振興の支援や対応について評価するものは多々あると思います。しかしながら、交流人口増に対する他市町との合同支援等、費用対効果や実績を、今後、総合的に鑑みて方向性を示すことが必要であるという点、また予算化の点があります。

今後の公共施設の在り方、支援の方法が示されない点など、今後、少子・高齢化、人口減少に対する支え合い、共生社会の構築を住民と一緒に目指すための予算案としては認めるわけにはいかないという観点から、反対をしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） それでは、賛成の立場から討論させていただきます。

まず令和4年第2回定例会に提出された一般会計予算、総額83億5,635万1,000円については、町の課題をしっかりと捉えて適切な内容になっていると私は考えております。

また、今お話にありました、まず処遇改善のお話もあつたんですけども、処遇改善については、国の方針に従って正しく運用できていると答弁をいただいております。また、移住、定住につきましては、民間が入りにくいエリアで宅造は進めていくというふうに答弁もいただいております。農業支援につきましては、農家同士の意見交換の場を設けて政策や支援を検討するというふうに答弁をいただいております。

今ほど上田議員からもありましたが、まず「元気な高齢者」という文言に対して、町は以前より地域包括ケアシステムの構築を順次進めているところであり、その点につきましては今しっかり進められていると私は考えております。

また、幼保及び学校の在り方についてですが、よく議会で子どものことを考えるというふうにお話が上がっておりますが、ぜひ子どもの将来を考えていただきたいというふうに思っております。今の子どもたちは、大人になって地元に戻ってきても同級生が少なくなります。やはり地元に戻ってきたときに仲間がいないということは、帰ってくるのが非常に困難になると、帰ってきても一緒に町で活躍することが、しにくくなるというふうなことが考えられます。ですので、それを町のほうでは、幼保の再編と、あと学校のあり方検討委員会からの答申を受けて、今後課題について考えていくというふうに捉えているところでありますので、その辺をしっかりと町のほうには、考えていただくということで、来年度しっかりと進めていただきたいと思っております。

以上のことから、私は令和4年度一般会計予算について賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですので、原案に賛成者の発言ございますか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 恐れ入ります。

今回の第2回定例会、一般会計当初予算、人件費、社会保障費など中心とした義務的経費、継続事業の骨格予算であるというところで、公共交通対策、産業振興、観光業支援、地域おこし協力隊を活用しての地域活性、都市計画区域再編、除雪対応、共生社会の災害対応、コロナ感染症対策、コロナ禍の救急対応、上下水道の老朽化対策、子育て支援強化、認定こども園の建築造成工事事業、小中学校適正配置、文化・芸術振興など、昨年引き続きしっかり事業を進められることを予定され、健全な財政運営の下、予算を計上されていることを確認いたしました。

特に今定例会では、機構改革のための条例改正が審議され、また育児休業に関する条例の改正もあり、育児と仕事の両立を支援する体制の整備も図られました。町長の所信の中にもありましたとおり、まちづくりは人づくりからと申します。6月に提出される肉づけ予算にて今年度事業の具体的内容の審議を行われるよう、これまでに今のこの不測の事態に対応できるための体制づくりを整えられることを期待しております。

反対の意見の中には、これまでの積立てなどを崩して新たなことに挑戦してほしいですとか、今までの財政規模を維持してさらににぎわってほしいですとか、さらにはマンパワーをかけてほしいですとか、それで地域活性化してほしいですとか、そういった意見が見られるなど思うのです。今こそ賭けに出てほしいというような反対意見が見られるなど思うんですけれども、この今の時代、半年前にこんなふうに、世の中がこうなっているか分からなかった、こういうような不測の事態のときに本当に町が賭けに出ていいのかというところでとても危うい反対意見であるなどというふうに常々感じているところです。

過去の財政規模、財政感覚ではなく、現在の、今の財政状況を見て、常に町が正しいかじ取りをしているのかというところの点で審議をさせていただき、妥当なものであるというふうに感じているところです。

以上、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第13号、令和4年度永平寺町一般会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第14号、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算についてを行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論はありませんか。

（「はい、議長。4番」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 国民健康保険特別会計への反対討論です。

本町の国民健康保険税は、県内でも高額で推移しているところです。そんな中、個人割で未就学児についての個人負担を2分の1とする方針を国は示しました。ただし、社会保険ではこの個人負担というのはありません。その分、国保税の負担は重くなっているわけです。さらに最高限度額は、報告によると100万円を超えると報告されています。

来年度の会計の方向については、会計上も当初の予算時に今後の方向を算定しておくべきだと思うんですが、町の報告では、いわゆる会計の状況から保険料への還元もあり得るという説明を受けました。これは評価できると思うんですが、しかし具体的に当初予算案ではこれが見えていないというのが実態です。

ですから、本来、当初ではそういうことも含めて示されていれば別ですけども、その口約束というのを認めろというのはちょっとやっぱり会計上は問題ではないかと思って、私は反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、酒井君。

○12番（酒井秀和君） では、賛成の立場から討論させていただきます。

令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計の予算、総額16億3,897万円につきましては、私も適切な答弁をいただいておりますので、正しいと認めているところであります。

今ほど金元議員から指摘のあった件につきましては、未就学児が半額となるということが国民健康保険だけであり、高くなるというふうなお話がありましたが、行政からは、令和4年度からの変更で、永平寺町は他市町より負担が多いため、改善の検討を行うというふうな答弁もいただいているところがありますので、このあたりをしっかりと検討していただくということでいいと判断をしているところです。

以上のことから原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第14号、令和4年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算に

ついでに、この案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(奥野正司君) 起立多数。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第15号、令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算についてを行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありますか。

(「はい、議長。4番」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 後期高齢者医療特別会計への反対討論ですが、この世代の負担は、極小の年金しか得ていない人々にとっても、低所得者の減免割合を低め、負担を増やしてきたところでは、さらに10月からは、一部に2割負担が課されることにもなっているわけです。これらの負担上げも、消費税の導入や、さらに消費税の10%への上げから示された社会保障の財源に充てるという中での実施ですから、その上げは何だったのかと言ってもよいと私は思っています。

大体、後期高齢者の負担については、いわゆる2割負担の導入だけで平均すると毎月1人当たり70円程度引き上がるという計算になるのではないかという報告がされていますが、そういう低年金者も含めて大変な状況の中で上げを進めていく、さらにはそれを一般化しよう、年金の収入、その下限をさらに引き下げようという動きもある中でのことですから、私はこの特別会計の予算案に反対するものであります。

○議長(奥野正司君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、酒井君。

○12番(酒井秀和君) では、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今ほど金元議員からあった消費税のお話または2割負担のお話というのは本定例会で提案がされていない内容と私は感じておりますので、本定例会の話とは違うのかなというふうに思います。

以上のことから、私は、今定例会に提案された介護保険特別会計につきましては適切なものと判断しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに討論ありますか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私は反対の立場から討論させていただきます。

高齢者に対しての2割負担が今始まろうとしています。そのときに、当議会でもこの前の条例改正の中で論議がされました。私も、低所得者に対しての高齢者、今後年金だけで生活する方々にとっては非常な負担につながる。今ほど同僚議員の中にも、その2割負担が今後恒久化するというのであればなおさらのことです。

そういう面から、2割負担に対しての反対をした立場から、今予算の後期高齢者の予算に対しては反対の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午後 2時38分 休憩）

（午後 2時38分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

ほか討論ございますか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） この2割増しというところですがけれども、最近、コロナ禍というところで様々な負担も大きくなっている中で、高齢者に対して、低所得者、非課税世帯以外の高齢者に対して5,000円給付というような対策も取られており、重々に考えられているというところで、これもまだ今の段階では決定か分からないんですけれども、国のほうでは、負担ができるだけないよというふうな考え方で進められているものと思っております。

○議長（奥野正司君） ほかありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第15号、令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算につ

いての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第16号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計予算についてを行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私の来年度本町介護保険特別会計予算案についての反対討論です。

内容は簡単です。現在の介護保険の基金は、会計の性格上、3年間で基金が解消されるように運営するというのが原則だと私は思っています。ですから、被保険者に還元するというのが原則なわけですからそういう会計運営がされるべきであるんですけども、ところが、保険者の町は、基金は将来の会計運営のためにも必要だということを、これは一貫して変わっていない答弁です。これはちょっと、やはり認められないということです。

やはり少しでも会計が正常に運営されるように私は求めるもので、この立場から私は反対の立場を取ります。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

今のお話について、余剰金の運用については次年度検討するというふうに答弁をいただいております。

以上のことから、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほか討論ございますか。

討論なしと認めます。

これより議案第16号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計予算についての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第17号、令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算についてを行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号、令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより日程第6、議案第18号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計予算についてを行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第19号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についてを行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第20号、令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

- 4番（金元直栄君） 本町の土地開発事業特別会計予算案について、反対の立場を表明します。

この特別会計を設けたのは、私は評価しているところです。この会計、いわゆる塩漬けの土地があるとか、そういう非常に難しい運営が強いられているとかいうことはない、これについてはちゃんと私も見ているところです。

ただ、一般会計の討論の中でも含めたんですが、この特別会計が持たれた以上、やっぱりいかに周辺地域での宅地開発などを計画的に、継続的に取り組まれているかが大きな課題だと思っています。本町の移住者の受入れが、現在見ている限りでは清流地区だけでは、町にとってなかなか未来は見えない。周辺地域に展望を与えるために、この特別会計をしっかりと動かすことが大事だと思います。

それに、土地開発に関わる問題で、いわゆる計画が明らかにされないという、これらはこれからの課題としては非常に大きい問題だと思っています。みんなに会計の状況、取組の状況を明らかにする中で、いろんな知恵を集めて進めていくのが大事だと思っています。

そういう立場から私は、激励の意味も含めて反対の立場を取ります。

- 議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

- 12番（酒井秀和君） 賛成の立場で討論させていただきます。

地元のアピールをすることでちょっとおこがましいんですけども、谷口区は増えております。清流地区だけでなく、増えているところはあるということで知っていただきたいなと思います。

移住、定住、この土地開発につきましては、先ほども申しましたが、民間が入りにくいエリアで宅造を進めていくというふうに答弁をいただいているところでありますので、今後しっかりと計画を持って進められるものと私は思っております。

以上のことから賛成の立場で討論をさせていただきます。

- 議長（奥野正司君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（奥野正司君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第20号、令和4年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について

ての件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(奥野正司君) 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第21号、令和4年度永平寺町上水道事業会計予算についてを行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第21号、令和4年度永平寺町上水道事業会計予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第22号 永平寺町ふるさと応援基金条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第10、議案第22号、永平寺町ふるさと応援基金条例の制定について。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第22号、永平寺町ふるさと応援基金条例の制定についての件を採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第25号 永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第11、議案第25号、永平寺町職員の育児休業
等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第25号、永平寺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第26号 永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する
条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第12、議案第26号、永平寺町四季の森複合施
設条例の一部を改正する条例の制定について。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これより議案第26号、永平寺町四季の森複合施設条例の一部を改正する条例

の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第13 議案第27号 永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
について～

～日程第14 議案第28号 永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する
条例の制定について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第13、議案第27号、永平寺町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議案第28号、永平寺町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてまでの2件については関連がありますので、一括して第3審議を行います。

これにご異議ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第28号までの2件を一括して第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

これから議案第27号から議案第28号までの2件について採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第15 発委第1号 永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制

定について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第15、発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員長より議案が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、委員長の提案理由の説明を求めます。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） 発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました発委第1号、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

今定例会に上程されました議案第24号、永平寺町行政組織条例の制定についてが令和4年3月14日に可決されたことに伴い、永平寺町議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたので、同条例について所要の整備を行うものでございます。

行政組織条例の一部改正に合わせまして、総務産業建設常任委員会が所管するものとして、永平寺町議会委員会条例の第2条第1号の「総務課」の次に「、契約管財課」を加えます。

また、教育民生常任委員会が所管するものとして、同条第2号の「住民生活課」を「住民税務課」に改め、併せて「、永平寺支所、上志比支所」を加える規定を設けるものでございます。

なお、この条例の施行は、行政組織を変更する日に合わせまして令和4年4月1日とするものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 討論なしと認めます。

採決します。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(奥野正司君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第16 陳情第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について～

○議長(奥野正司君) 次に、日程第16、陳情第1号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についての件を議題とします。

本件は、去る令和4年3月14日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 陳情第1号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について、については今定例会の冒頭、教育民生常任委員会に審議が付託されたものであります。

教育民生常任委員会では3月23日、当常任委員会においてこの案件を論議しました。この案件につきましては、提案者のシルバー人材センターから参考人として常任委員会に来ていただいて説明を受け、さらにそれを深めるために本町の税務課長にも出席いただきまして説明を受けました。

内容につきましては、来年の令和5年の10月に、いわゆる消費税において適格請求書等保存方式、インボイス制度ということを言われていますが、この制度が導入されます。しかしながら、シルバー人材センターの会員については年間売上げが1,000万円以下で、本来でいうと非課税になっているところですが、インボイスを発行することになりますとこの人たちも確定申告が必要になってくるということで非常に大変で、それができないとなると、いわゆるシルバー人材センターがその負担分を課することになる。今、年間約8,000万円程度の売上げがあるそうですから、約800万円程度の負担が生じることになる。そういうことから、協同組合等ではこのインボイス制度の適用がないということ

から、そういうようにシルバー人材センターにおいても扱ってほしいという要望、陳情が出てきたわけであります。

当委員会で慎重に審議した結果、採決しまして、常任委員会では採択とすることを決めました。これは全員協議会で報告したとおりであります。

ぜひ皆さんも、このシルバー人材センターからの陳情について、意見書提出も含めてお願いするものであります。よろしく申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） こちら、シルバー人材センターに対して消費税の仕入れ控除、全額認めてほしい特例措置というのを求めるものであるということで伺いました。

そのインボイス制度というのは、民間事業者も含めて全ての事業者に対して検討というのを促すものですが、一応これ、すぐに適用するというものではなく、経過措置として令和11年まで仕入れ控除率適用が認められています。それではなぜ足りないんでしょうかというところを伺いたいです。

それと、こちら完全にシルバー人材センターの制度設計上の問題であるのにもかかわらず、この負担が会員側に行くからといって、「会員に負担をするぞ」と言って何とかしてくださいというようなお願いをされているような形になっているんですけれども、シルバー人材センター自体が努力できることがあるのではないかと思います。

こちら、今まで会員さんに対して、会員さんは個人事業主ということになるんで労働者というわけではないんですけれども、時給換算としまして時給1,000円程度を払っていた中で内税90円としていたようなものを、それを会員さんに対して「これから900円にさせていただきますよ」みたいなお話をされているわけですが、今後、発注段階で委託料1,100円もらって会員さんに1,000円支払うというような形にするですとか、何か回避策がないのかなと思うんですけれども、こちらいかがでしょうか。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 回避策の問題について言うと、今、協同組合、農協等でやられている立場で判断してもらえればいいということです。

ただ、シルバー人材センターの活動については、いわゆる高齢者の生きがい、

これを含めて事業をやられているということですから、町内のいろんな仕事をするときも、それほど高い、いわゆる活動費用をもらっているわけではありません。発注者側についても、シルバー人材センターに報告があった時間で計算して、その発注者にシルバー人材センターから請求が行くと、そこから会員に対して配当というんですか支給があるわけですが、その内容を聞いていまして、大体1時間当たり時給860円前後、最賃制でぎりぎりやられている。そこからさらに、インボイス制度ですから、払う義務のない会員に対して負担を求めるということになれば、その会員に行くお金を減らすことになる。800円ですと、80円減らされるともう700円台になってしまう、最低賃金も賄えない状況になるというこの報告を受けました。そういう中では、本当に売上げが1,000万円以下でしたら消費税を支払う義務はないわけですから、それはそういう制度こそ優先されるように制度設計すべきでないかというのがこの趣旨だと思っています。

ぜひそういうところは、制度があるから払って当然という立場ではなしに、弱い人たちを守るという意味からも、こういう陳情に賛成をお願いしたいと思っています。

○議長（奥野正司君） ほかありませんか。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） こちらのシルバー人材センター、個人事業主として会員さんが働いている形になっているんですけれども、個人事業主って非常に苛酷な労働条件といいますか、労働基準監督署の守りの中にないものですので、そもそもが最低賃金自体も適用しないんですけれども、この中で、個人事業主でしたら、「私たちの賃金、商品価格というのが幾らなので、幾ら下さい」という請求を出すわけですね。その中で、「自分はまだ免税なので消費税は請求いたしません」とかその辺りは個人の判断になるんですけれども、その最低賃金の価格でいいというような決定は会員さんの中で行われておらず、何となくの雰囲気決められているような雰囲気であると。

そういった状況の中で、金元議員もふだんからあんまりこういった労働環境みたいなことは好きではないような発言をされているように思うんですけれども、インボイスの制度自体の設計というよりも、シルバー人材センターで働いてもらっている人が全く労働を保障されないということのほうが問題ではないんですか。

○議長（奥野正司君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） そこに私が言及することはないと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

原案に反対者の発言を許します。

11番、酒井君。

○11番（酒井和美君） このインボイス制度、本当に賛否もあるということも分かっておりますし、シルバー人材センターさん自体の存在意義、この社会の中で、永平寺町の中でも大変重要な役割を担っているというところも十分承知した上で反対の意見を出させていただいているんですけども。

このシルバー人材センターの目的、高齢者の生きがい創出を目的とする事業というふうになっております。生活費を稼ぎたい高齢者の方は、シルバー人材センターでは労働ということも保障されていませんので、基本的にはあまり働かないほうが良い状態であると。民間のほうでも高齢者向けの人材派遣業ができてきているということですね。近年では全国的にはシルバー人材センターの会員数も減ってきているために、生きがいが目的なのか、労働が目的なのかというところも再検討が必要ではないかという声もあるようです。

内閣府の高齢社会白書のほう、平成29年ですけども、60歳以上で家計に心配のない世帯というのが64.6%、多少心配という方が26.8%、非常に心配という方が8%、貯蓄額の中央値が1,592万円、全世帯に比較すると1.5倍という状態ですね。この心配のない世帯65%の方たちの生きがい創出のための人材センターというところで機能しているところです。

その中では、人材センターに対する助成金、永平寺町では今度の当初予算でも1,400万円というところもあるんですけども、民間の事業者から比べたら、こういった事業運営費というところの助成もある中で非常に優位性を守っている

立場というところも言えると思います。

シルバー人材センター、こういったことが、今後物価上昇も予測される中で、コロナでの物価上昇、食料品ですとか電気料ですとか様々な、農業の肥料のほうなども尿素が不足して野菜、果実も全部値上げしていくという中でシルバー人材センターの特例措置を全額認めるというような形をするということは、さらにこの優位性というのを高めてしまうという中で、社会全体の公共性ということを考えてときに、公共の福祉に少し反してきているのではないかというところでは、民間の事業者さんのインボイス制度への対応と足並みを合わせていただく努力が必要ではないかと思います。

以上です。

○議長（奥野正司君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） それでは、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私、このインボイス制度、益税をなくすという意味では非常に大切な制度だと思っております。ですが、先ほど金元委員長からお話があったとおり、高齢者の生きがいづくり、また健康寿命を延ばすということは、今後超高齢社会を迎える日本にとっては非常に必要なことであるというふうに思います。

このシルバー人材センター様からの意見書につきましても、内容を私も確認させていただいておりますが、事業者の皆様は全てシルバー人材センターとの取引ということになっておりますので、そういった点でJA同様、協同組合同様、免税の対象になるべきであるというふうに私は思います。

以上のことから賛成の立場を取らせていただきます。

○議長（奥野正司君） ほかに発言ありますか。

ないようです。これで討論を終わります。

これより陳情第1号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についての件を採決します。

この採決は起立よって行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（奥野正司君） 起立多数です。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第17 発議第1号 ウクライナからのロシアの即時かつ無条件撤退に向けた日本政府に対する毅然とした制裁措置の徹底強化を求める決議～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第17、発議第1号、ウクライナからのロシアの即時かつ無条件撤退に向けた日本政府に対する毅然とした制裁措置の徹底強化を求める決議の件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） 朗読します。

発 議 第 1 号

令和4年3月23日

永平寺町議会議長 奥 野 正 司 殿

提出者 永平寺町議会議員 江 守 勲

賛成者 永平寺町議会議員 酒 井 秀 和

賛成者 永平寺町議会議員 金 元 直 栄

ウクライナからのロシアの即時かつ無条件撤退に向けた日本政府
に対する毅然とした制裁措置の徹底強化を求める決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の第1項及び第2項の規定により提出します。

ウクライナからのロシアの即時かつ無条件撤退
に向けた日本政府に対する毅然とした制裁措置
の徹底強化を求める決議

令和4年2月24日、ロシアによるウクライナ領土への軍事侵略が、自制を求める世界の多くの声を無視する形で開始され、既に攻撃を受けているウクライナ周辺の都市や地域では、非戦闘員の一般市民にも多くの死傷者が出ている。

今般のウクライナに対する一方的な武力行使は、同国の国家主権と国民の人権

を踏みにじる明白な国際法違反、国連憲章違反であるばかりではなく、国際秩序の平和と安全にも深刻な影響を及ぼす暴挙と言わざるを得ず、強く非難する。また、核兵器使用の可能性をも示唆するロシア指導者の恫喝や軍による原子力発電所への攻撃は、唯一の戦争被爆国であり、福島第一原発事故を経験した日本国民として、断じて許すことはできない。

私たち永平寺町議会は、生命の尊厳と恒久平和を強く求める永平寺町民を代表する議会として、ロシア政府に対しウクライナからの即時かつ無条件撤退と、全ての人々の人権が尊重される平和的解決を断固求める。

また、日本政府には、国際社会との強固な連携のもと、侵略行為に対する重い代償として、あらゆる選択肢を視野にロシア政府に対する毅然とした制裁措置の徹底及び強化を強く求めるものである。

令和4年3月25日

福井県永平寺町議会

以上です。

○議長（奥野正司君） 提案理由の説明を求めます。

7番、江守君。

○7番（江守 勲君） ただいま上程いただきました発議第1号、ウクライナからのロシアの即時かつ無条件撤退に向けた日本政府に対する毅然とした制裁措置の徹底強化を求める決議の提案理由を申し上げます。

去る令和4年2月24日、ロシアによるウクライナ領土への軍事侵略が開始されました。ウクライナでは一般市民にも多くの死傷者が出ており、今般のウクライナに対する一方的な武力行使は、国際秩序の平和と安全にも深刻な影響を及ぼす暴挙であります。

ロシア軍による原子力発電所への攻撃や占拠は、唯一の戦争被爆国であり、かつ平成23年の東日本大震災で福島第一原発事故を経験した日本国民として、断じて許すことができません。

本町議会では、生命の尊厳と平和を求める町民を代表し、ロシア政府に対するウクライナからの即時かつ無条件撤退と平和的解決を求めるため、日本政府に対し、国際社会と連携した上でロシア政府に対する毅然とした制裁措置の徹底及び

強化を強く求めたいと存じます。

したがいまして、お手元に配付されております決議文のとおり、決議表明についてお諮りするものでございます。

以上、提案理由とさせていただきます。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥野正司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第18 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第18、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しま

した。

～日程第19 委員会の閉会中の継続調査について～

○議長（奥野正司君） 次に、日程第19、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会広報特別委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（奥野正司君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午後 3時21分 休憩）

（午後 3時22分 再開）

○議長（奥野正司君） では、休憩前に引き続き再開します。

12番、酒井秀和君の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 恐れ入ります。

すみません。私の発言で間違いがございましたので、訂正をしていただきたいと思います。

議案第15号の令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について、私は賛成討論のところで「令和4年度永平寺町介護保険特別会計予算に賛成する」と申し上げましたが、正確には「令和4年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について賛成する」と訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いたします。

○議長（奥野正司君） 勘違いといえますか、ちょっと発言をミスられたようですので、ただいまの件につきましては訂正をするということをお願いをしたいと思います。

○議長（奥野正司君） 暫時休憩します。

（午後 3時24分 休憩）

（午後 3時24分 再開）

○議長（奥野正司君） 休憩前に引き続き再開します。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回永平寺町議会定例会を閉会します。

年度最後の定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

議員各位には、去る3月14日の開会以来12日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、深く感謝申し上げます。

この定例会では、令和4年度当初予算を含め多数の重要議案を審議し、可決、承認いたしました。おのおのの議員から都度都度質疑があり、それぞれ回答がありました。

理事者の皆さんにおかれましては、審議の中における質疑、提案等を謙虚に受け止めて、常に町民のための町政運営を図られますよう切望します。

終わりに際しまして、今会期中に賜りました議員、理事者の皆様のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

今後とも、本町議会の運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶に代えさせていただきます。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、3月14日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました令和4年度当初予算をはじめとする重要案件について慎重にご審議いただき、そして妥当なご決議を賜り、誠にありがとうございました。また、各人事案件につきましてもご同意をいただき、重ねて厚く御礼申し上げます。

今議会におきましては、町政の各分野につきまして多数のご質問とご提案をいただきました。いずれも厳正に受け止め、現状並びに課題を十分に認識し、町政

発展のため誠心誠意努めてまいり所存でございますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

間もなく新年度がスタートいたします。機構改革による新たな組織体制の下、人事異動による組織の活性化を図り、さらなる住民サービスの向上に努めるとともに、今後4年間のまちづくりに対して、町民の皆様と6つの約束を着実に実行し、これまで以上に町民の皆様と対話を重ね、永平寺町をさらに飛躍させるため全力を尽くしてまいります。

そして第二次永平寺町総合振興計画や第2期永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている各課の重点施策を着実に推進するとともに、新型コロナウイルスやカーボンニュートラルに向けた取組につきましても、その都度スピード感を持ち、職員と一丸となって取り組んでまいります。

また、町内小中学校のこれからの在り方につきましても、答申書を基に教育委員会や町内で検討した結果を議会にお示しした後、地元説明会や議会からの意見を踏まえ、4年度中に再編方針をお示ししたいと考えております。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、今後とも変わらぬ町政へのご指導、ご協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（奥野正司君） 本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 3時28分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員